

# 介護の資格取得を支援します！！

市内介護・障がいサービス事業所が対象

## 令和6年度 南魚沼市介護人材確保支援事業

市内介護・障がいサービス事業所への就職促進と介護職員の質の向上を支援するため、市内介護・障がいサービス事業所の就職希望者や勤務者を対象に介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修受講料を補助します。

補助対象研修 補助金額	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 介護職員実務者研修 受講料の全額（1,000円未満の端数切捨て） 上限額80,000円 ※ 受講料のうち消費税、振込手数料、交通費などは除く ※ この要綱による補助金以外の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を研修受講料の額から控除する。
補助対象者 (右の要件をすべて満たす方)	(1) 介護職員として市内介護・障がいサービス事業所に就職を希望している方（総合支援学校の生徒を含む）又は市内介護・障がいサービス事業所に勤務している方 (2) 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修を受講する方 (3) 居住地の市町村税を滞納していない方
申請期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日 補助対象研修が <b>修了した日から3か月以内</b> （予算の範囲内）
申請窓口	〒949-6696 南魚沼市六日町180-1 南魚沼市役所 介護保険課/ 福祉課 / 大和市民センター / 塩沢市民センター
提出書類	<b>【申請時】</b> ① 介護人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ② 研修受講申込書の写し ③ 研修受講料の領収書の写し ④ 補助対象研修の修了証の写し ⑤ 市内介護・障がいサービス事業所に採用されたことが分かる書類の写し（総合支援学校の生徒は就職内定時、勤務者は不要） ⑥ 市町村税の納税証明書(総合支援学校の生徒を除く) ⑦ 総合支援学校の生徒は学校長の推薦書 ⑧ その他市長が必要と認める書類（本人の振込口座番号が確認できるもの）  <b>【在籍報告書(様式第5号)の提出】6か月後</b> ●就職希望者、総合支援学校の生徒：就職日から6か月経過後に提出 ●勤務者：研修修了式から6か月経過後に提出

<p>交付決定の取消し 補助金の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職希望者(総合支援学校の生徒除く。)は、研修修了式終了後、原則として3か月以内に市内介護・障がいサービス事業所へ就職できない場合</li> <li>・総合支援学校の生徒は、総合支援学校を卒業後、原則として3か月以内に市内介護・障がいサービス事業所へ就職できない場合</li> <li>・就職希望者(総合支援学校の生徒含む。)は、事業所に就職した日から6か月以内に自己都合等により退職した場合</li> <li>・勤務者は、研修修了式終了後、6か月以内に自己都合等により退職した場合</li> </ul>
<p>決定及び通知</p>	<p>介護人材確保支援事業補助金交付要綱により審査のうえ決定し通知します。</p>
<p>申請から決定までの流れ</p>	<pre> graph TD     A[研修受講者（補助金の申請者）] --&gt; B[初任者研修または実務者研修の受講]     B --&gt; C[補助対象研修の修了]     C --&gt; D[補助金の申請（研修を修了した日から3か月以内）]     D --&gt; E[交付決定・補助金の振込]     E --&gt; F[6か月後：在籍報告書の提出]          Note[※就職希望者は原則として3か月以内に就職]   </pre>

**【問合せ先】**

南魚沼市役所 福祉保健部

(介護施設) 介護保険課 介護保険係

電話 025-773-6675 FAX 025-773-6723

(障がい者施設) 福祉課 障がい福祉係

電話 025-773-6667 FAX 025-773-6723

**【南魚沼市公式ウェブサイト】**

<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp>